

徳島市情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市が発注する建設工事（土木工事、営繕工事）において、建設現場における生産性の向上を推進する目的で情報共有システムの活用を試行するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 機能要件

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」 ※国土交通省ホームページ参照

土木工事：http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」2019年版 営繕工事編 ※国土交通省ホームページ参照

営繕工事：<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

(対象工事等)

第3条 情報共有システムを活用する工事等は、以下のとおりとする。

受注者希望型

情報共有システム活用は、受注者からの希望により、受発注者間の協議により決定するものとする。

(使用システム)

第4条 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システムの最新のもの標準とする。ただし、発注者が認めた場合は、前述の標準のシステム以外のシステムも使用可能とする。

※情報共有システム提供者における機能要件対応状況は、国土交通省ホームページを参照。

土木工事：http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

営繕工事：<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

(対象書類)

第5条 この要領に基づき作成した工事関係帳票等は、担当監督員と協議のうえ、工事提出書類として必要なものについて印刷のうえ提出すること。

(電子署名・電子押印)

第6条 情報共有システムで処理を行う帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工（履行）中においては、帳票の変更履歴を記録し、工事等完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(納品)

第7条 本要領に基づき作成した工事帳票等は、担当者と協議により、しゅん工書類の一部として必要な資料について印刷のうえ、整理・提出するものとする。

(システム使用料)

第8条 情報共有システムの使用料は、次のとおりとする。

情報共有システムに要する使用料は共通仮設費に含まれるものとする。

- 2 山間部等における電波の確保が困難な環境での通信環境整備(衛星通信等)に要する費用については、機器本体の費用を除く、通信費を受注者からの見積を確認の上、計上することとする。この際、これらの費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象外とする。

(工事成績評定)

第9条 本要領に基づき情報共有システムを使用した場合は、主任監督員又は現場監督員による評価（5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】）にて評価するものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。